

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第4区分
 【発行日】令和3年1月7日(2021.1.7)

【公開番号】特開2019-116050(P2019-116050A)
 【公開日】令和1年7月18日(2019.7.18)
 【年通号数】公開・登録公報2019-028
 【出願番号】特願2017-251966(P2017-251966)
 【国際特許分類】

B 4 1 J 29/13 (2006.01)
 G 0 3 B 27/50 (2006.01)
 G 0 3 B 27/62 (2006.01)
 B 4 1 J 2/01 (2006.01)
 H 0 4 N 1/00 (2006.01)
 B 4 1 J 29/02 (2006.01)

【F I】

B 4 1 J 29/13
 G 0 3 B 27/50 A
 G 0 3 B 27/62
 B 4 1 J 2/01 3 0 1
 B 4 1 J 2/01 4 5 1
 H 0 4 N 1/00 D
 B 4 1 J 29/02

【手続補正書】

【提出日】令和2年11月19日(2020.11.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

媒体に記録を行う記録部を備えた下部ユニットと、
 原稿を載置する原稿台及び当該原稿台に載置された原稿の画像を読み取る読み取り手段を備え、前記下部ユニットの上部に設けられる上部ユニットと、を有し、
 前記上部ユニットは、前記読み取り手段を収容するとともに前記原稿台を支持する下部筐体を備え、原稿の短辺方向を装置奥行き方向、長辺方向を装置幅方向として構成され、
 前記下部ユニットは、装置幅方向両端部において上方に立ち上がり、前記上部ユニットの長辺方向端部を支持する支持部を有し、
 前記上部ユニットが備える前記原稿台は剛性部材で形成されるとともに、前記支持部の上方に前記原稿台の一部が位置し、
前記下部筐体は、前記読み取り手段を装置幅方向にガイドするガイドリブ、及び前記ガイドリブに沿って延設されるラックを備え、
前記支持部の上方に、前記ガイドリブの一部及び前記ラックの一部の少なくとも一方が位置する、
 ことを特徴とする記録装置。

【請求項2】

請求項1に記載の記録装置において、前記下部筐体は、前記原稿台を支持する支持リブを備え、

前記原稿台と前記支持部との間に、前記支持リブが介在する、
ことを特徴とする記録装置。

【請求項 3】

請求項 2 に記載の記録装置において、前記下部筐体は、前記支持リブより高さが低く、
前記支持リブと接続される補助リブを備える、
ことを特徴とする記録装置。

【請求項 4】

請求項 3 に記載の記録装置において、前記ガイドリブ及び前記ラックの少なくともい
れかが、前記支持リブ及び前記補助リブの少なくともいずれかと接続されている、
ことを特徴とする記録装置。

【請求項 5】

請求項 1 から請求項 4 のいずれか一項に記載の記録装置において、前記読み取り手段の
待機位置が、一对の前記支持部のうちいずれか一方側に設定されるとともに、前記読み取
り手段が前記待機位置にある際に、前記支持部の上方に、前記読み取り手段の少なくとも
一部が位置する、
ことを特徴とする記録装置。

【請求項 6】

請求項 1 から請求項 5 のいずれか一項に記載の記録装置において、一对の前記支持部の
うち少なくとも一方側の支持部の内部に、前記下部ユニットと前記上部ユニットとを電気
的に接続するケーブルが通されている、
ことを特徴とする記録装置。

【請求項 7】

請求項 1 から請求項 6 のいずれか一項に記載の記録装置において、一对の前記支持部の
うち少なくとも一方側の支持部の内部に、物品の収容空間が設けられている、
ことを特徴とする記録装置。

【請求項 8】

請求項 1 から請求項 7 のいずれか一項に記載の記録装置において、一对の前記支持部の
うち少なくとも一方側の支持部の内部に、前記下部ユニット及び前記上部ユニットの少な
くとも一方の可動部を駆動するモーターが設けられている、
ことを特徴とする記録装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

本発明の第 5 の態様は、第 2 の態様において、前記下部筐体は、前記読み取り手段を装
置幅方向にガイドするガイドリブ、及び前記ガイドリブに沿って延設されるラックを備え
、前記支持部の上方に、前記ガイドリブの一部及び前記ラックの一部の少なくとも一方が
位置することを特徴とする。